

令和 7 年度・8 年度 勝央町入札参加資格審査申請書提出要領

令和 7 年度・8 年度に勝央町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の製造・販売及び役務の提供について、一般競争入札又は指名競争入札（見積りを含む。）に参加希望する方は、下記の要領により入札参加資格審査の申請を行ってください。

共通事項について

- 1 申請には次の全ての要件を満たしていることが必要です。
 - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。
 - ②申請日までに継続して 1 年以上その営業実績があること。
 - ③申請日までに納期限の到来した国税及び地方税を完納していること（町内に契約権限事業所がある業者においては上下水道料を含む。）。
 - ④営業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等を受けていること。
 - ⑤過去において本町との取引の際、不正又は不誠実とみなされる行為をしていないこと。
 - ⑥代表者の身分証明書が発行されること（個人業者のみ）。

- 2 入札参加資格の認定を受けたあと、登録者が次のいずれかに該当するに至ったときは、資格の全部又は一部を取り消します。
 - ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当することが判明したとき。
 - ②各許可、免許、登録等のうち認定を受けた部門に係るものを失ったとき。
 - ③提出書類に虚偽の記載をしたとき、又は重要な事実を記載しなかったとき。
 - ④登録後に記載内容の変更等が生じたことを届け出なかったとき。
 - ⑤誓約事項に違反したとき。
 - ⑥その他、町長が資格登録者として不相当と認めたとき。

- 3 その他
 - ①提出する書類の記載内容は、提出日現在のものとしてください。
 - ②申請に当たっては建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品の製造・販売及び役務の提供の 3 部門で受付をするので、申請が 2 部門以上になる場合はそれぞれの部門ごとに申請してください。
 - ③申請内容の審査後、令和 7 年度・8 年度勝央町入札参加資格登録者名簿に登載さ

れます。

- ④登録者名簿等は公表しますので、公表することに同意の上申請してください。
- ⑤登録者は、自動的に本町から発注（指名）があるわけではありません。
- ⑥本町では、町内産業振興の観点から、原則として町内に営業所を有する業者を優先して指名・見積依頼することとし、当該指名対象となる業者が町内にない場合には県内業者を、さらにはない場合には県外業者を対象とすることにしています。
- ⑦随意契約（見積り）の相手方も原則として登録者の中から選定します。
- ⑧入札参加資格が認定（決定）された旨の通知書は発行しません。

申請受付期間について

令和7年1月27日（月） から 令和7年2月28日（金）まで

※上記期間以外の受付は原則行いません。

※電子申請サイトは上記の期間中は24時間利用可能（システムメンテナンス等で利用できない時間帯を除く。）

資格の有効期間について

- ①建設工事部門、測量・建設コンサルタント等業務部門
2年間（令和7年7月1日から令和9年6月30日まで）
- ②物品の製造・販売及び役務の提供部門
2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）

申請受付方法について

①インターネットの電子申請サイトを利用した申請受付を行いますので、申請受付期間内に提出書類を準備し、専用サイトにアクセスして申請してください。

町外業者の申請に当たっては、システム利用料(1部門1申請当たり1,540円)が必要となります。お支払い方法は、クレジットカード、コンビニ、ペイジー（銀行振込サービス）のいずれかをご利用ください。システム内に支払画面が表示されます。勝央町役場への直接のお支払いは受け付けておりません。お支払いは申請期間内に完了させてください。

参加資格期間中の変更手続は当初申請と同様、インターネットの電子申請サイトを利用した変更申請受付となります。変更申請に係るシステム利用料は不要です。

②提出書類は、本町の指定様式で作成する申請書等と、申請書に記載した内容を証明するための添付書類があり、法人・個人、町内・町外で必要な書類の内容が一部異なりますのでご注意ください。

③申請書等は本町ホームページからダウンロードし、日本語及び日本国通貨で記載してください。

④各証明書はいずれも証明年月日が提出日の前3カ月以内のものに限ります。

各証明書のうち、国税に関する証明は、e-TAXでオンライン請求をすることにより、電子納税証明書(PDF)を取得することができます。

詳しくは、税務署にお問い合わせいただくか、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)HP：<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

⑤申請書以外の提出書類についてはスキャニング又は変換処理等によりPDFファイルに変換し、電子申請サイト上に原本のPDFを添付してください。

⑥押印や朱書きした書類はカラーのPDFで添付してください。

⑦町内業者が申請する場合において、事務所及び自宅にインターネット環境が整備されていない方に限り、事前に相談の上、紙での申請を認めます。この場合、申請書及び添付書類等はボールペンで記入し、また、添付書類は片面表示で全てA4サイズとし、A4版紙ファイルに紐とじして、ファイルの「表紙」と「背表紙」に商号名を記入し、持参により提出してください。

◆紙申請受付期間：上記の申請受付期間の土日・祝日を除く役場開庁時間内

申請書及び添付書類について

建設工事部門 →P.4～

測量・建設コンサルタント等業務部門 →P.7～

物品の製造・販売及び役務の提供部門 →P.10～

提出書類に関する問い合わせ先

〒709-4316 岡山県勝田郡勝央町勝間田 201 番地

勝央町役場 産業建設部 建設班

電話 0868-38-3113 (直通)

電子申請サイトに関する問い合わせ先

ミラ株式会社(入札参加資格審査申請システム BID-ENTRY 運営会社)

電話 088-678-3450

9時30分～16時30分(12時から1時間を除く)

※申請受付期間中のシステム操作に関する問い合わせ先となります。

1 資格要件について

- ①登録を希望する業種について、有効な建設業の許可を有していること。
※許可が失効した場合には参加資格も直ちに失効します。
※契約締結権を委任する場合は、委任する営業所が申請する業種の営業を行っていること。
- ②登録を希望する業種について、令和5年8月1日以降の日を基準日とする経営事項審査を受審し、総合評定値（P）の通知を受けていること。
- ③退職金共済制度等及び建設業に係る労働者災害補償保険に加入していること。
- ④国税及び地方税を完納していること。（納税猶予を受けている場合も含む。）
※県税及び市町村税については、岡山県内に本店又は営業所等を有し、各税が賦課されている場合に完納証明が必要です。
※納税猶予を受けている場合は、徴収猶予許可通知書が必要です。
※町内に契約権限事業所がある業者の上下水道料の完納証明については、当該営業所の給水契約に係るもの
- ⑤社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。
※加入義務がない方は除く。
- ⑥代表者又は役員が暴力団ではないこと。
- ⑦本町では電子入札を導入しているため、「岡山県電子入札共同利用システム」で使用できるICカードを取得し、勝央町に利用者登録をしていること。
※電子入札システムでの入札を希望しない方でも本申請は可能です。

2 提出書類について

「建設工事部門 提出書類」で確認してください。

3 入札参加資格登録後における登録内容の変更について

- ①入札参加資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。変更手続きは当初申請と同様、インターネットの電子申請サイトを利用した変更申請受付となります。
- ②申請時の登録希望業種及び経営事項審査通知書の総合評定値は、2年間継続(町内業者を除く。)しますので、業種の追加及び経営事項審査の更新についての変更手続きは不要です。ただし、業種の消除の場合は、変更手続きを行ってください。

【建設工事部門 提出書類】

	提出書類	説明・注意事項	法人	個人
1	勝央町建設工事入札参加資格申請書（町様式）	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式（Excel ファイル）に記載例を参考に入力すること。 ※PDFに変換しないこと。 	○	○
2	建設業許可通知書	<ul style="list-style-type: none"> 許可番号、許可の有効期間、希望する建設業の種類が記載されているもの 	○	○
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日が令和5年8月1日以降で最新のもの 	○	○
4	工事経歴書（任意様式可）	<ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体から受注した直近の過去2年分のもの 経営事項審査申請に使用した様式第二号でも可 任意様式で提出する場合は上記申請時の記載要領に準じて作成すること。 	○	○
5	技術職員名簿	<ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査申請に使用した別紙二、20005用紙 提出日までに新たに雇用、退職等の異動がある場合は、上記名簿に異動事由・年月日を当該職員の記載欄外に記入すること。 	○	○
6	営業所一覧表（任意様式可）	<ul style="list-style-type: none"> 本社（主たる営業所）以外の支店等（その他の営業所）がない場合は不要。支店等がある場合は全てのを記載すること。 	△	△
7	委任状（町様式）	<ul style="list-style-type: none"> 入札、契約の締結等を支店等に委任する場合は作成すること。 委任期間は令和7年7月1日から令和9年6月30日までと記載すること。 	△	△
8	使用印鑑届（町様式）	<ul style="list-style-type: none"> 使用印鑑は代表者（受任者）印又は個人印とし、会社印のみは不可 法人の代表者（受任者）印に個人印を使用する場合は会社印も押印すること。 委任する場合は受任者印を押印すること。 委任する場合でも申請者は本社代表者名とすること。 	○	○

		・実印と使用印が同じ場合はどちらも押印すること。	○	○
9	登記事項証明書 (発行日から3カ月以内のもの)	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)で法務局発行のもの	○	×
10	代表者身分証明書 (発行日から3カ月以内のもの)	・本籍地の市区町村発行のもの ・委任先がある場合は受任者のもの	×	○
11	印鑑証明書 (発行日から3カ月以内のもの)	・法人は法務局、個人は市区町村発行のもの。	○	○
12	住民票	・住民登録のある市区町村発行のもの	×	○
13	財務諸表又は決算書	・法人は直近の決算時(直近1年)の財務諸表又は決算書 ・個人は直近の決算時(直近1年)の貸借対照表、損益計算書(青色申告決算書又はこれに準ずるもの)	○	○
14	完納証明書 (納税証明書・完納証明書) (発行日から3カ月以内のもの) ※納税猶予を受けている場合は猶予許可通知書等の写し ※国税は所轄の税務署発行のもの ※県税は所轄の県民局発行のもの ※市町村税は所轄の市町村発行のもの ※上下水道料は勝央町上下水道部発行のもの。契約権限事業所(事務所)に係る契約のものに限る。	町内に契約権限事業所がある場合 ----- ・【国税】様式その3の3(法人) 様式その3の2(個人) ・【県税】県が賦課する全ての税目 ・【町税】町が賦課する全ての税目 ・【上下水道料】	○	○
		岡山県内に契約権限事業所がある場合 ----- ・【国税】様式その3の3(法人) 様式その3の2(個人) ・【県税】県が賦課する全ての税目 ・【市町村税】市町村が賦課する全ての税目 ※賦課されていない場合は不要	○	○
		岡山県外に契約権限事業所がある場合 ----- ・【国税】様式その3の3(法人) 様式その3の2(個人)	○	○
15	暴力団排除に関する誓約書(町様式)	実印を押印すること。	○	○
16	刈払機取扱及びチェーンソー作業確認書(町様式)	町内建設業者のみ。	○	×

注) 町様式は勝央町HPからダウンロード。○は必ず添付、△は該当の場合添付

1 対象業務

- ①測量業務
- ②建築関係建設コンサルタント業務
- ③土木関係建設コンサルタント業務
- ④地質調査業務
- ⑤補償関係建設コンサルタント業務

2 資格要件について

- ①登録を希望する業務について、営業に関し法令上必要とする登録を有していること。ただし、法令に基づく登録を要しないものにあつてはこの限りでない。
 - ※登録が失効した場合には参加資格も直ちに失効します。
 - ※契約締結権を委任する場合は、委任する営業所が申請する登録の営業を行っていること。
- ②登録を希望する業務において、申請日の直前1年間に業務実績高があること。
- ③国税及び地方税を完納していること。（納税猶予を受けている場合も含む。）
 - ※県税及び市町村税については、岡山県内に本店又は営業所等を有し、各税が賦課されている場合に完納証明が必要です。
 - ※納税猶予を受けている場合は、徴収猶予許可通知書が必要です。
 - ※町内に契約権限事業所がある業者の上下水道料の完納証明については、当該営業所の給水契約に係るもの
- ④社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。
 - ※加入義務がない方は除く。
- ⑤代表者又は役員が暴力団ではないこと。
- ⑥本町では電子入札を導入しているため、「岡山県電子入札共同利用システム」で使用できるICカードを取得し、勝央町に利用者登録をしていること。
 - ※電子入札システムでの入札を希望しない方でも本申請は可能です。

3 提出書類について

「測量・建設コンサルタント等業務部門 提出書類」で確認してください。

4 入札参加資格登録後における登録内容の変更について

- ①入札参加資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。変更手続きは当初申請と同様、インターネットの電子申請サイトを利用した変更申請受付となります。
- ②申請時の登録希望業務は、2年間継続しますので、業務の追加についての変更手続きは不要です。ただし、業務の消除の場合は、変更手続きを行ってください。

【測量・建設コンサルタント等業務部門 提出書類】

	提出書類	説明・注意事項	法人	個人
1	勝央町測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格申請書(町様式)	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式(Excelファイル)に記載例を参考に入力すること。 ※PDFに変換しないこと。 	○	○
2	登録(許可)証明書	<ul style="list-style-type: none"> 登録番号、登録の有効期間、希望する業種の種類が記載されているもの 	○	○
3	測量等実績調書(任意様式可)	<ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体から受注した直近の過去2年分のもの 業務ごとに分けて作成すること。 発注者、元・下請、件名、履行場所、契約額、着手・完成年月日がわかるもの 岡山県様式5でも可 	○	○
4	技術職員名簿(任意様式可)	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省様式④又は岡山県様式6でも可 提出日までに新たに雇用、退職等の異動がある場合は、上記名簿に異動事由・年月日を当該職員の記載欄外に記入すること。 	○	○
5	営業所一覧表(任意様式可)	<ul style="list-style-type: none"> 本社(主たる営業所)以外の支店等(その他の営業所)がない場合は不要、支店等がある場合は全てのものを記載すること。 	△	△
6	委任状(町様式)	<ul style="list-style-type: none"> 入札、契約の締結等を支店等に委任する場合は作成すること。 委任期間は令和7年7月1日から令和9年6月30日までと記載すること。 	△	△
7	使用印鑑届(町様式)	<ul style="list-style-type: none"> 使用印鑑は代表者(受任者)印又は個人印とし、会社印のみは不可 法人の代表者(受任者)印に個人印を使用する場合は会社印も押印すること。 委任する場合は受任者印を押印すること。 委任する場合でも申請者は本社代表者名とすること。 実印と使用印が同じ場合はどちらも押印すること。 	○	○
8	登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書(履歴事項全部証明) 	○	×

	(発行日から3カ月以内のもの)	書)で法務局発行のもの		
9	代表者身分証明書 (発行日から3カ月以内のもの)	・本籍地の市区町村発行のもの ・委任先がある場合は受任者のもの	×	○
10	印鑑証明書 (発行日から3カ月以内のもの)	・法人は法務局、個人は市区町村発行のもの	○	○
11	住民票	・住民登録のある市区町村発行のもの	×	○
12	財務諸表又は決算書	・法人は直近の決算時(直近1年)の財務諸表又は決算書 ・個人は直近の決算時(直近1年)の貸借対照表、損益計算書(青色申告決算書又はこれに準ずるもの)	○	○
13	完納証明書 (納税証明書・完納証明書) (発行日から3カ月以内のもの) ※納税猶予を受けている場合は猶予許可通知書の写し ※国税は所轄の税務署発行のもの ※県税は所轄の県民局発行のもの ※市町村税は所轄の市町村発行のもの ※上下水道料は勝央町上下水道部発行のもの。契約権限事業所(事務所)に係る契約のものに限る。	町内に契約権限事業所がある場合 ----- ・【国税】様式その3の3(法人) 様式その3の2(個人) ・【県税】県が賦課する全ての税目 ・【町税】町が賦課する全ての税目 ・【上下水道料】	○	○
		岡山県内に契約権限事業所がある場合 ----- ・【国税】様式その3の3(法人) 様式その3の2(個人) ・【県税】県が賦課する全ての税目 ・【市町村税】市町村が賦課する全ての税目 ※賦課されていない場合は不要	○	○
		岡山県外に契約権限事業所がある場合 ----- ・【国税】様式その3の3(法人) 様式その3の2(個人)	○	○
14	暴力団排除に関する誓約書(町様式)	実印を押印すること。	○	○

注) 町様式は勝央町HPからダウンロード。○は必ず添付、△は該当の場合添付

物品の製造・販売及び役務の提供部門

1 資格要件について

①登録を希望する物品・役務に関し法令上必要とする許可、免許、登録等を有していること。

※許可等が失効した場合には参加資格も直ちに失効します。

※契約締結権を委任する場合は、委任する営業所が申請する登録の営業を行っていること。

②登録を希望する物品・役務において、申請日の直近の営業年度に販売・請負実績高があること。

③国税及び地方税を完納していること。（納税猶予を受けている場合も含む。）

※県税及び市町村税については、岡山県内に本店又は営業所等を有し、各税が賦課されている場合に完納証明が必要です。

※納税猶予を受けている場合は、徴収猶予許可通知書が必要です。

※町内に契約権限事業所がある業者の上下水道料の完納証明については、当該営業所の給水契約に係るもの

④社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していること。

※加入義務がない方は除く。

⑤代表者又は役員が暴力団ではないこと。

2 提出書類について

「物品の製造・販売及び役務の提供部門 提出書類」で確認してください。

※希望する営業品目等は、申請書内「F.業種情報」の一覧から物品・役務それぞれ **最大 10 個以内** で選択してください。

※学校給食用物資の納入を希望する場合は追加資料が必要ですので、別紙の「勝央町学校給食用物資納入業者の登録申請要領」を確認してください。

3 入札参加資格登録後における登録内容の変更について

①入札参加資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。変更手続きは当初申請と同様、インターネットの電子申請サイトを利用した変更申請受付となります。

②申請時の登録希望物品・役務等は、2年間継続しますので、物品・役務等の追加についての変更手続きは不要です。ただし、物品・役務等の消除の場合は、変更手続きを行ってください。

【物品の製造・販売及び役務の提供部門 提出書類】

	提出書類	説明・注意事項	法人	個人
1	勝央町物品の製造・販売及び役務の提供入札参加資格申請書(町様式)	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式(Excelファイル)に記載例を参考に入力すること。 ※PDFに変換しないこと。 	○	○
2	営業品目一覧表(町様式)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書で入札を希望した物品・業務(役務)等について、「具体的な内容」欄に記載したものの詳細情報の一覧表を番号順に作成すること。 営業に関して許可、免許、登録等を必要とする業種等については、それらの証明書の写しを添付すること。 <p>(物品)</p> <p>取り扱う物品名、メーカー名、種類、性能、必要な資格・許可等の必要な情報を内容ごとに作成すること。</p> <p>(業務(役務)等)</p> <p>業務等に必要な資格・免許・許可の名称、当該資格等の番号等・有効期間、当該資格等の技術者名・人数等・根拠法令の必要な情報を記載すること。</p>	○	○
3	物品・業務(役務)の契約経歴書(任意様式可)	<ul style="list-style-type: none"> 官公庁から受注した直近の過去2年分のもの 物品、業務(役務)ごとに分けて作成すること。(金額が大きい順) 官公庁との契約履歴を発注者、元・下請、件名、主たる契約内容、契約額・年月日がわかるように記載すること。 契約締結がなければ不要 	○	○
4	営業所一覧表(任意様式可)	<ul style="list-style-type: none"> 本社(主たる営業所)以外の支店等(その他の営業所)がない場合は不要、支店等がある場合は全てのものを記載すること。 	△	△
5	<p>【学校給食用物資納入希望業者】</p> <p>①勝央町学校給食用物資納入業者名簿登録申請書(町様式)</p> <p>②勝央町学校給食用物資納入業務に係る誓約書(町様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本社名、代表者名で申請すること。 勝央町学校給食用物資納入業者の登録申請要領を参照すること。 登録された業者には、後日、当該業務に係る覚書を給食担当部署から郵送します。 	△	△

6	委任状（町様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・入札、契約の締結等を支店等に委任する場合は作成すること。 ・委任期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までと記載すること。 	△	△
7	使用印鑑届（町様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・使用印鑑は代表者（受任者）印又は個人印とし、会社印のみは不可。 ・法人の代表者（受任者）印に個人印を使用する場合は会社印も押印すること。 ・委任する場合は受任者印を押印すること。 ・委任する場合でも申請者は本社代表者名とすること。 ・実印と使用印が同じ場合はどちらも押印すること。 	○	○
8	登記事項証明書 （発行日から3カ月以内のもの）	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）で法務局発行のもの	○	×
9	代表者身分証明書 （発行日から3カ月以内のもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地の市区町村発行のもの ・委任先がある場合は受任者のもの 	×	○
10	印鑑証明書 （発行日から3カ月以内のもの）	・法人は法務局、個人は市区町村発行のもの	○	○
11	住民票	・住民登録のある市区町村発行のもの	×	○
12	財務諸表又は決算書	<ul style="list-style-type: none"> ・法人は直近の決算時（直近1年）の財務諸表又は決算書 ・個人は直近の決算時（直近1年）の貸借対照表、損益計算書（青色申告決算書又はこれに準ずるもの） 	○	○
13	完納証明書 （納税証明書・完納証明書） （発行日から3カ月以内のもの） ※納税猶予を受けている場合は猶予許可通知書の写し ※国税は所轄の税務署発行のもの ※県税は所轄の県民局発行のもの ※市町村税は所轄の市町村発行のもの	町内に契約権限事業所がある場合 ----- ・【国税】様式その3の3（法人） 様式その3の2（個人） ・【県税】県が賦課する全ての税目 ・【町税】町が賦課する全ての税目 ・【上下水道料】	○	○
		岡山県内に契約権限事業所がある場合 ----- ・【国税】様式その3の3（法人） 様式その3の2（個人） ・【県税】県が賦課する全ての税目 ・【市町村税】市町村が賦課する全ての税目	○	○

	※上下水道料は勝央町上下水道部発行のもの。契約権限事業所（事務所）に係る契約のものに限る。	※賦課されていない場合は不要 岡山県外に契約権限事業所がある場合 ・【国税】様式その3の3（法人） 様式その3の2（個人）		
14	暴力団排除に関する誓約書（町様式）	実印を押印すること。	○	○

注）町様式は勝央町HPからダウンロード。○は必ず添付、△は該当の場合添付